

・申請時間について、児童一人につき年度あたり144時間が申請上限です。
 (ふたご、みどり等の多胎児の場合、障害児の場合、ひとり親家庭の場合、児童一人につき年度あたり288時間が上限です)
 ・ベビシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価(税込)のみが助成対象です。入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費、クーポン・ポイント利用で割引された料金等は、助成対象外です。
 ・純然たる保育サービス提供対価(税込)からクーポン等を差し引いた金額が交付対象額となります。